

インフルエンザ様疾患集団発生報告要領（その1）

1 報告基準

インフルエンザ様疾患集団発生報告（以下「報告」という。）の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った時点のものとし、その状況を速やかに報告するものとする。

ただし、一旦報告したものが終息し、再び発生の場合には同様の報告を行うものとする。

- (1) インフルエンザ様疾患により、「休校」、「学年閉鎖」又は「学級閉鎖」を行うとき（それぞれ学校早退、学年早退又は学級早退を含むものとする）。
- (2) 継続する集団発生で、「学級閉鎖」の処置であったものが、その後「学年閉鎖」もしくは「休校」に変更になったとき。
- (3) 継続する集団発生で、「学年閉鎖」の処置であったものが、その後「休校」に変更になったとき。
- (4) 幼稚園、保育所、児童館において学級閉鎖等の処置を行わないが、インフルエンザ様疾患患者が10名以上又は全児童（生徒）の半数以上発生した場合。

2 報告事項

インフルエンザ様疾患集団発生状況調査票（別紙様式1）により報告するものとする。

3 報告先及び報告方法

所轄保健所の感染症対策の担当にFAXにより速やかに報告する。保健所は健康福祉企画課にFAXにより速やかに報告する。

《報告先電話番号、FAX番号》

保健所担当課名		電話番号	FAX番号
村山	保健企画課 感染症予防担当	023-627-1105	023-627-1126
最上	地域保健福祉課 感染症予防担当	0233-29-1268	0233-23-7635
置賜	生活衛生課 感染症予防担当	0238-22-3002	0238-22-3850
庄内	保健企画課 感染症対策担当	0235-66-4920	0235-66-4935